

衣浦港 港湾計画 改訂

前回改訂：平成13年7月（目標年次：平成20年代前半）

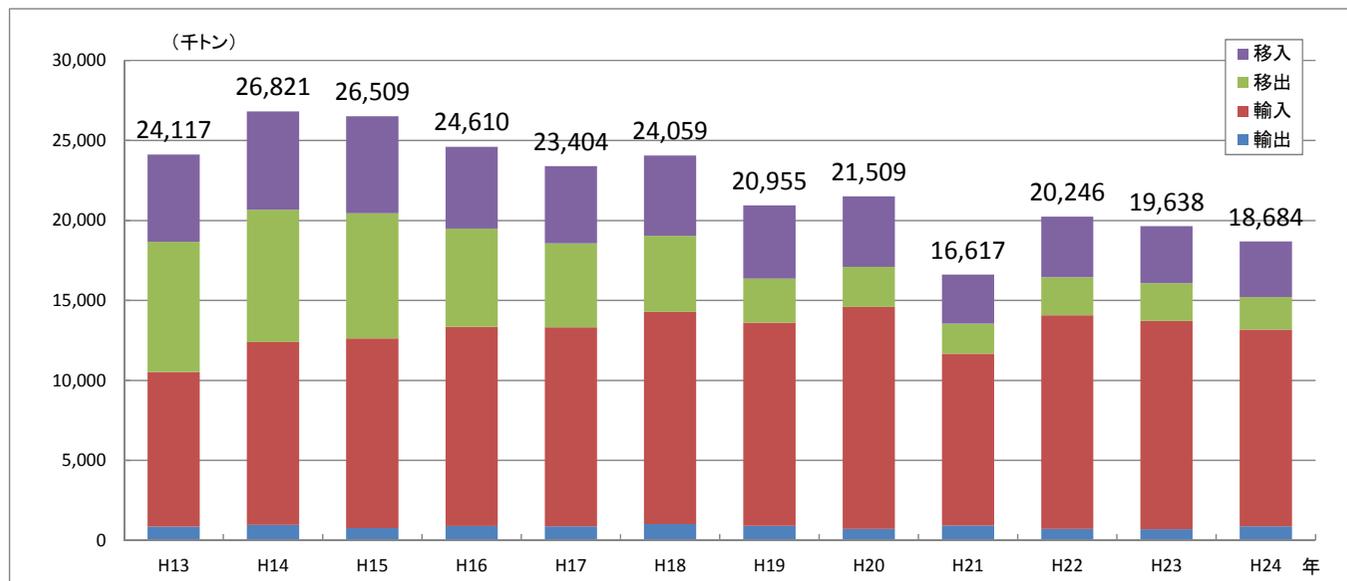
平成26年3月18日
交通政策審議会
第55回港湾分科会
資料4



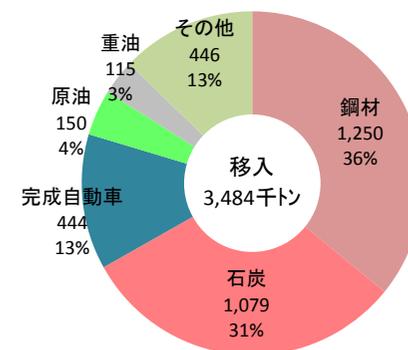
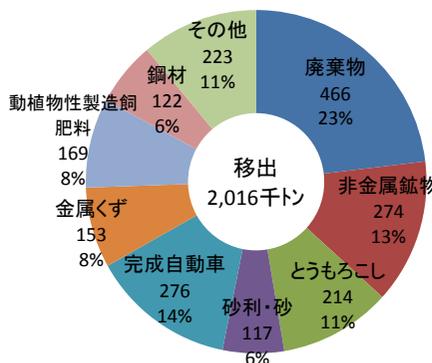
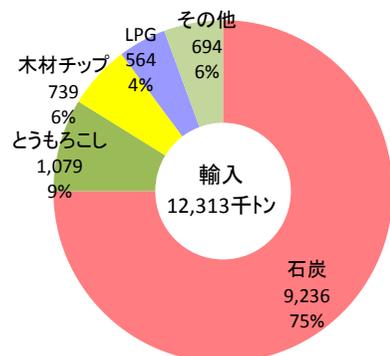
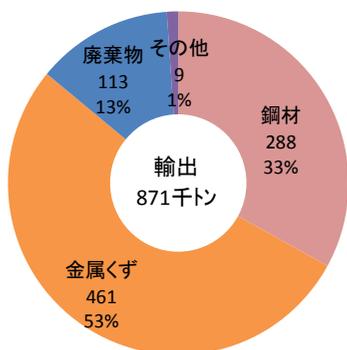
衣浦港の概要

- 衣浦港は愛知県中部に位置し、背後には豊田市をはじめとしたものづくり地域を控え、知多及び西三河地域における物流・生産活動を支える工業港として、重要な役割を果たしている。
- 取扱貨物量は、平成24年において、外貿約1,320万トン、内貿約550万トン、合計約1,870万トンとなっている。

衣浦港の取扱貨物量の推移



輸移出入別取扱貨物量 H24年実績(公専計)



我が国の産業政策と港湾政策の変遷

産業政策

港湾政策

西暦		産業政策	港湾政策	
1960	高度成長期	地域間の均衡ある発展 拠点開発方式による産業の振興 (1962 全国総合開発計画)	産業開発港湾(大規模な掘込・埋立による港湾整備)	
1970		○東京オリンピック (1964)	臨海工業地帯の造成と中核となる港湾の整備	
1980	安定成長期	・新産業都市建設促進法(1962) ・工業整備特別地域整備法(1964)	海陸一貫輸送(コンテナ、フェリー等)の進展への対応	
1980		○ニクソンショック (1971) ○第1次オイルショック (1973) ○第2次オイルショック (1978) ○プラザ合意 (1985) ～円高加速～	産業構造の転換 (重厚長大から軽薄短小へ) (臨海型から内陸型へ)	○コンテナ ○RO-RO、フェリー ○インランドデポ
1990	成熟期	テクノポリス法(1983) ・高度技術工業集積地域の開発	民間資金・活力の導入	
1990		(バブル経済崩壊) (COP3京都議定書) ○アジア通貨危機 (1997)	・輸出型から輸入型貿易構造に対応した港湾配置 ・中枢・中核国際港湾等の機能強化 (道路とのリンケージの強化)	
2000		〔対アジア輸送の 準国内輸送化〕	・輸入促進法(FAZ法)(1992) ・物流施策大綱(1997)	・スーパー中枢港湾プロジェクトの推進 ・港湾におけるロジスティクス機能強化
2010		(中国経済の急成長)	分業体制の確立と国内産業力の回復	・臨海部の物流拠点、産業エリアの形成
2010		・新たな国土計画(国土形成計画)策定 (2008)	・国際コンテナ戦略港湾政策の推進	

高度成長期の政策（産業政策と連動した港湾政策）

新産業都市・工業整備特別地域の指定

<新産業都市建設促進法(1962)、工業整備特別地域整備法(1964)>

ポテンシャルを有する地域を開発拠点と位置付け



その地方の中核となるべき都市への
大規模な基盤整備等に対する支援

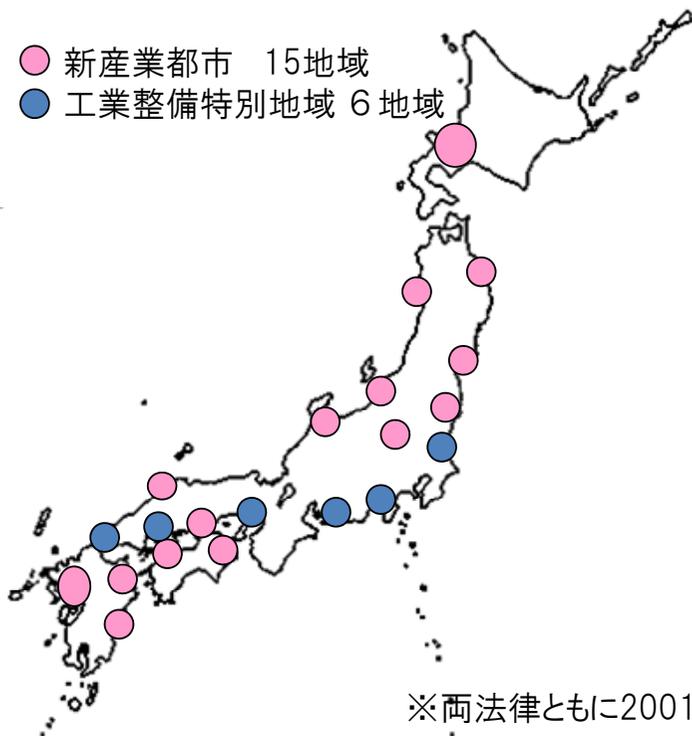
地方に工場（重厚長大産業）を誘致・建設



大規模コンビナートの形成

大都市の過密問題の解決、地域格差の是正

- 新産業都市 15地域
- 工業整備特別地域 6地域



起債事業による臨海部土地造成

港湾施設の整備手法

■ 港湾整備事業

岸壁等の港湾の基本施設等を整備する事業

国の直轄事業

港湾管理者の補助事業等

■ 港湾関係起債事業

1953 港湾整備促進法制定

港湾整備事業の対象外の施設整備や用地造成を港湾管理者等の地方公共団体が地方債を発行して行う事業

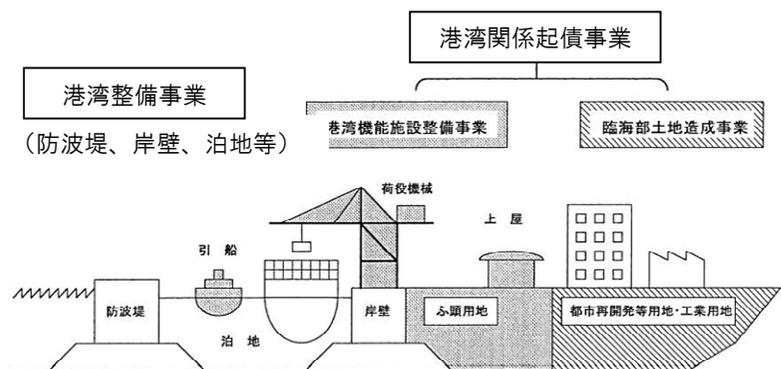
港湾機能施設整備事業

〔ふ頭用地、荷役機械等の整備〕

臨海部土地造成事業

〔工業用地、都市再開発等用地〕

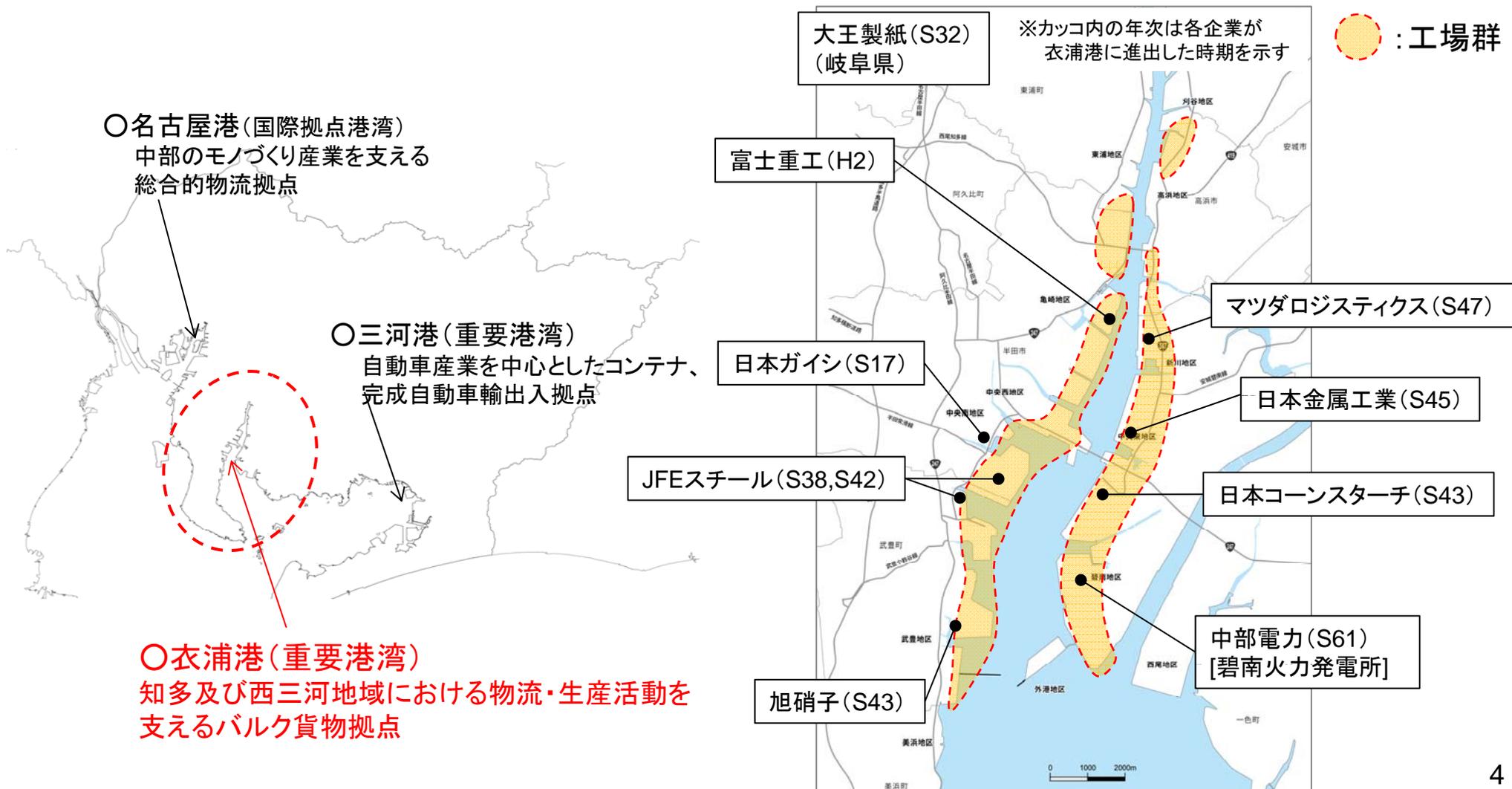
港湾整備の事業区分



上記の施策・制度等により整備された港湾の事例 ⇒ 苫小牧港(西港区)、鹿島港、新潟港(東港区)

衣浦港の位置づけ・役割

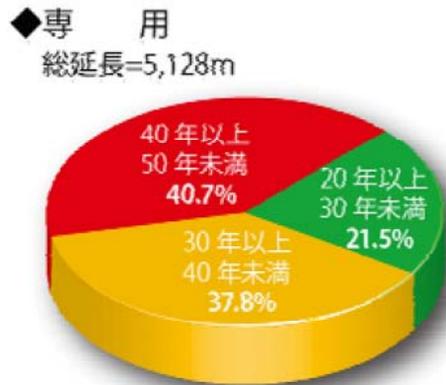
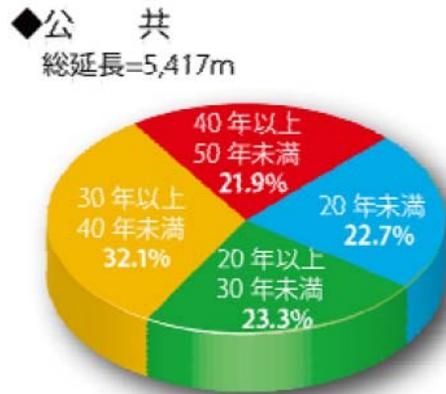
- ▶ 衣浦港は、戦後の高度経済成長を支える港湾として、物流機能や産業基盤(臨海部工場)の整備が行われ、現在も港湾内に多くの工場が立地し、ものづくり産業を支える基盤となっている。
- ▶ また、衣浦港には碧南火力発電所(石炭・中部電力)が立地しており、石炭や木材チップの荷主であるほか、地元の雇用を創出し、中部圏のエネルギー供給の拠点としても重要な役割を担っている。



衣浦港の抱える課題

- ▶ 衣浦港では施設が老朽化している(公共岸壁の平均年齢33歳)。
- ▶ 特に、中央ふ頭西など主要な公共ふ頭において岸壁の老朽化が進んでいる。
- ▶ また、公共ふ頭が狭隘で、保管ヤード(ふ頭用地)が不足している。

岸壁の老朽化状況
(供用年数別割合)



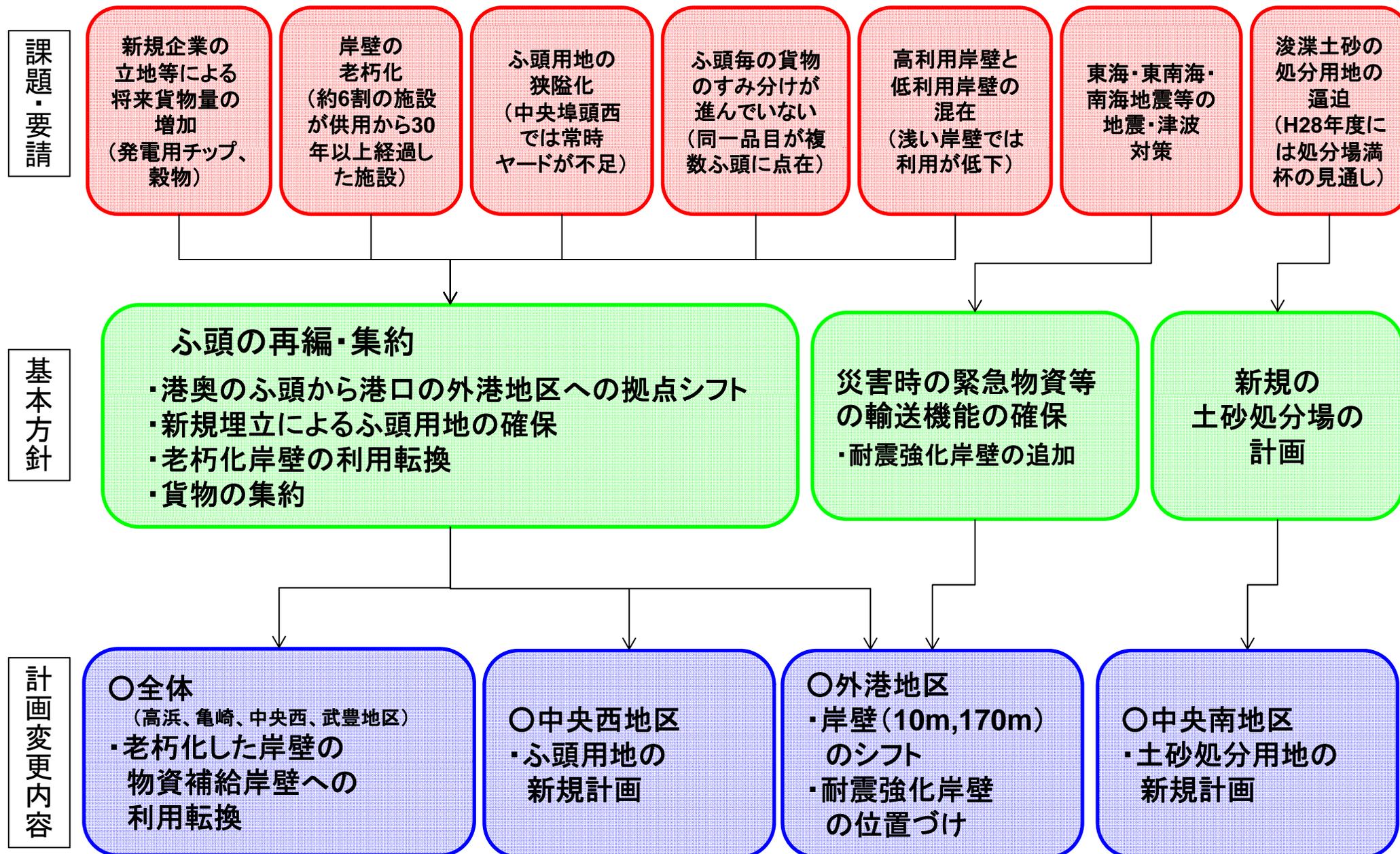
主な公共埠頭における老朽化の状況



狭隘なふ頭用地の状況



衣浦港 計画改訂の考え方



改訂内容の方針

◆今回計画の基本方針（目標年次：平成30年代後半）

【物流・産業】～知多及び西三河地域における物流・生産活動を支える物流拠点としての港づくり～

- 知多及び西三河地域におけるばら積み貨物の取扱拠点として、大型化した船舶に対応するとともに、**老朽化したふ頭の再編・集約及び不足するふ頭用地を確保**し、港湾利用者の使いやすさに配慮した港湾機能を確保する。
- 臨海部における産業活動を支援するとともに、**将来の衣浦港への要請にも対応可能な港湾空間を確保**する。
- 背後圏とのアクセス（東西軸・南北軸）を強化するために、背後圏における道路整備と連携しながら、臨港交通体系の充実を図る。
- サービス水準の向上などによる港湾の競争力強化を目指して、民の視点を取り入れた効率的な港湾運営を推進する。

【交流・環境】～豊かな地域資源を活かした快適な港づくり～

- 多くの歴史的・文化的・産業的な地域資源を活かした親しまれる港湾空間の形成を図る。
- 自然環境及び漁業活動との共生を継続し、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していく。
- 港湾及び周辺地域で発生する浚渫土砂・廃棄物等を産業活動を支援する用地造成や、干潟造成などの環境改善に有効活用する。

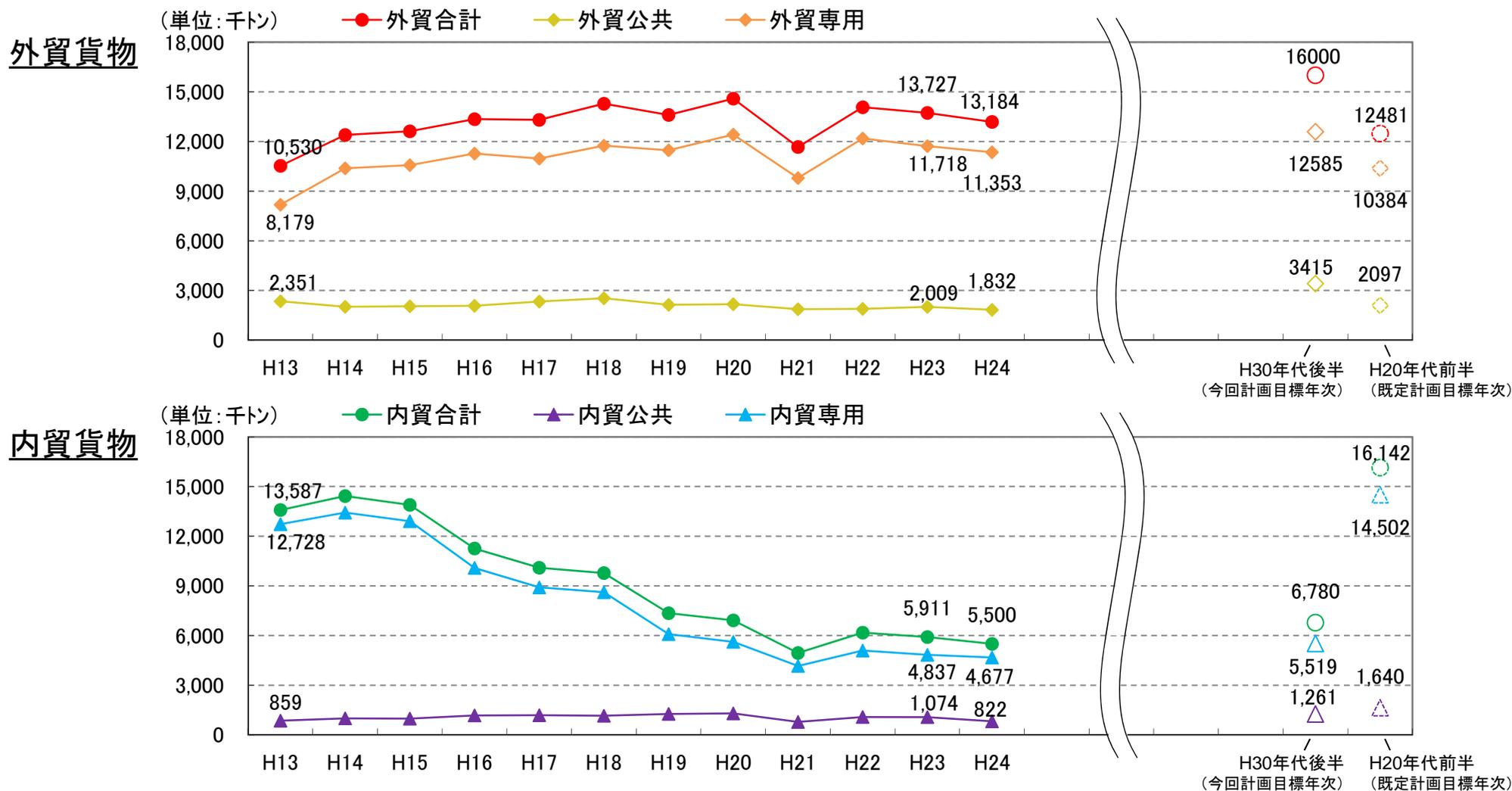
【安全・安心】～災害に対して粘り強い港づくり～

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震等の地震・津波対策の推進として、**災害発生時における背後圏への緊急物資輸送に必要な耐震強化岸壁の整備水準を確保するとともに、継続的な経済活動を可能とする港湾機能を確保**する。
- 台風や高潮、津波などの風水害に対して、高潮防波堤や海岸保全施設等による地域の安全と港湾活動の継続を可能にするため、台風・高潮・津波対策を推進する。
- 港湾施設の計画的な維持管理を行い、必要な港湾機能を確保する。

取扱貨物量の見通し

○目標年次(平成30年代後半)における貨物量の見通し

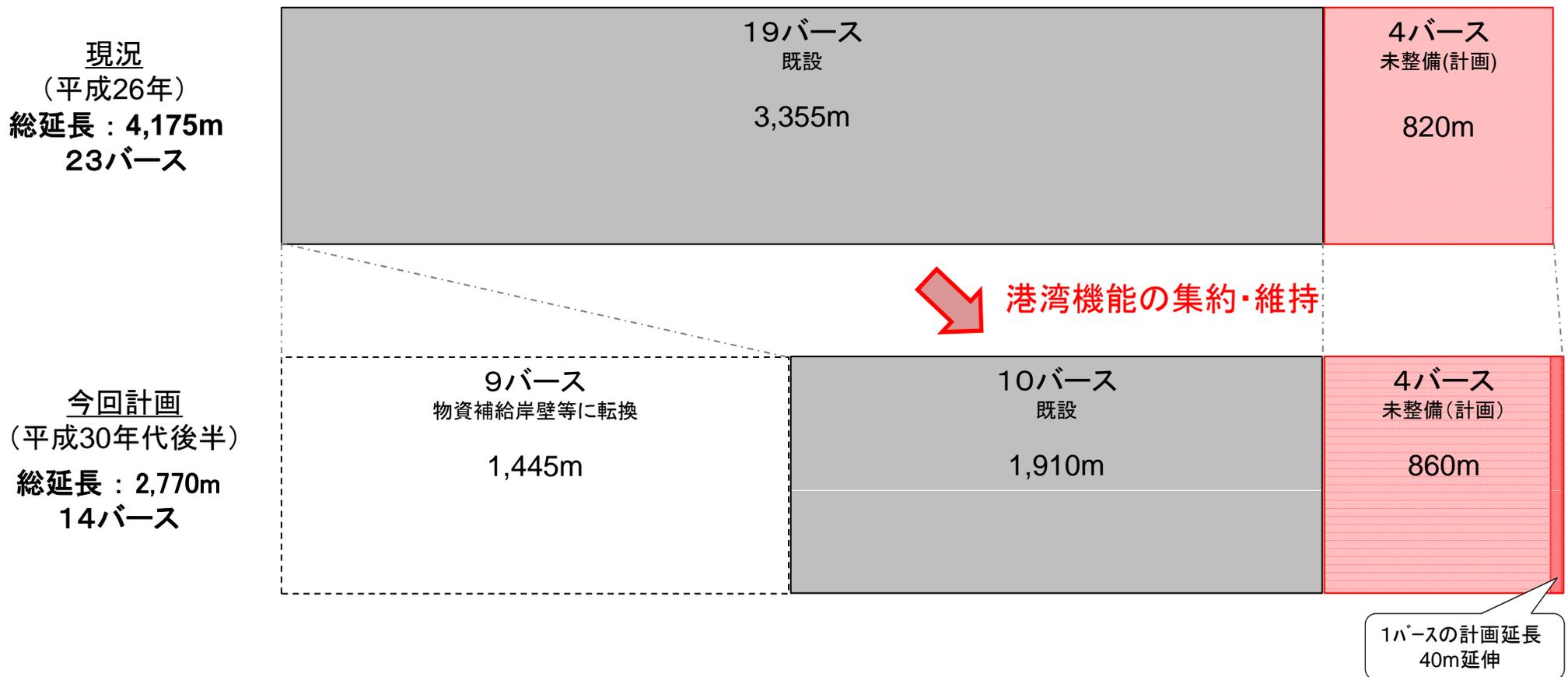
- 外貿公共貨物は、バイオマス発電所が新規立地すること等による木材チップの輸入(約110万トン)やとうもろこしの輸入(約30万トン)の増加を主として見込んでいる。
- 内貿公共貨物は、金属くずの移出(約15万トン)や砂・砂利の移出(約15万トン)の増加を見込んでいる。



老朽化した岸壁の再編・集約

- 老朽化した岸壁を物資補給岸壁に利用転換するなどし、荷役岸壁を19バースから10バースに再編・集約。
- 未整備(計画)のバースは港内でのシフトにより貨物を再編・集約し、港湾機能を維持しつつ、既存ストックの削減を行うことで将来的な維持管理・更新コストを削減。

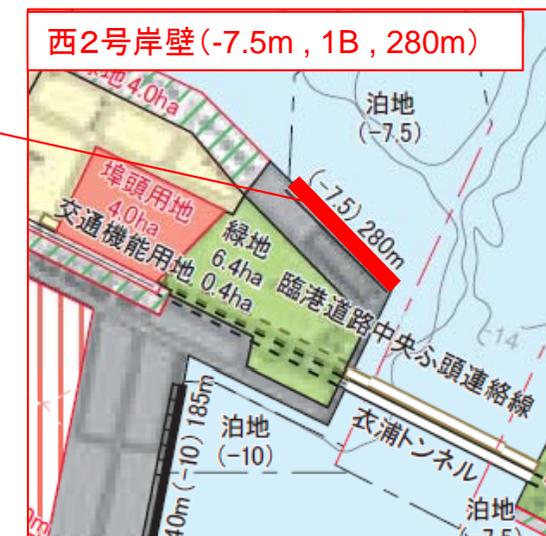
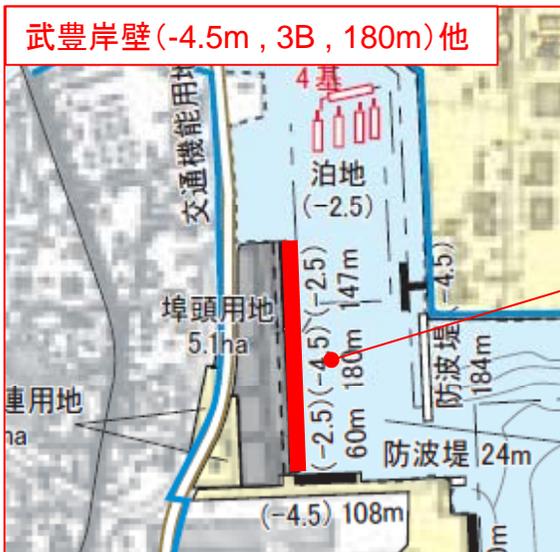
○水深7.5m以上の岸壁の利用形態の変化



計画変更内容(ふ頭の再編：物資補給岸壁への転換)

- 老朽化した岸壁を物資補給岸壁として利用転換する。
- 利用転換した岸壁の貨物は、水深10m以上の岸壁を有する中央西地区及び外港地区に集約する。

■ : 今回計画で物資補給岸壁等に転換



確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
物資補給岸壁への 利用転換 (港内各地区)	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>6 スtock型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施</p> <p>(1) 効率的・効果的な事業の実施</p> <p>⑥ 港湾施設の適切な維持管理</p> <p>これまで蓄積されてきた港湾施設は、順次老朽化が進むことから、今後、更新投資が飛躍的に増大することが見込まれる。</p> <p>このため、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの最小化及び港湾施設の長寿命化を図るため、国及び港湾管理者が連携して、港湾施設の維持管理計画を策定し、定期的に点検を行うなど、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。</p>
新規ふ頭用地の確保 (中央西地区)	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(2) 臨海部の産業立地・活動環境の向上</p> <p>(前略)</p> <p>また、臨海部における国内外からの産業立地や設備投資を促進することにより、我が国における産業の国際競争力を向上させるとともに、雇用や所得の創出等により地域を活性化させることが必要である。</p> <p>このため、原材料等のバルク貨物等を輸送する船舶の大型化や企業立地等に対応した港湾施設の整備、臨海部の有効活用・再編による用地の提供を行うとともに、ターミナル隣接地における大型特殊貨物を円滑に輸送するための措置や幹線道路網とのアクセスの確保について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>(後略)</p>
緊急物資輸送用の 耐震強化岸壁の計画 (外港地区)	<p>II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化</p> <p>7 大規模地震対策施設</p> <p>大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するべく、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の切迫性、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等背後地へのアクセスの状況等を考慮して、大規模地震対策施設を適切に配置する。また、大規模地震対策施設は、耐震強化岸壁と、緊急物資の保管や被災者の避難等に資する広場、市街地と港湾を連絡する道路等を一体的に備える。</p> <p>(後略)</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成26年1月6日施行)